## 資料2 第19回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第19回河川保全利用委員会(H20.2.21)審議内容	   第19回から第20回までの検討結果	第20回河川保全利用	第20回委員会
	(決定した事項並びに継続して検討する事項)	第10回20日までの採出加入	委員会 審議内容	配布資料
1)第18回委員会の 整理事項	●『資料-2 第18回河川保全利用委員会審議事項の整理表』の審議事項を確認し、承認した。	-	-	-
2)継続占用許可申 請施設の第3回審査	●第3回審査として申請者から追加の説明を受けた後、審議を行った。 ・今回の第3回審査で申請者からの説明は終了とする。 ・委員から審査結果コメントと審査意見を提出してもらい、調整作業会で集約する。 ・調整作業会で意見書(原案)を作成して、次回委員会で提案をする。 ・守山市の『川でなければならない利用』の市民からの意見聴取はどのようにするのか。 ⇒現時点では、聴取の計画はない。公園利用者から要望がでれば聴取の場を設ける。 ・「手づくりいかだ」のイベントと美崎公園の自然観察会は関係あるのか。 ⇒「全国いかだサミット」を開催予定であり、同時に美咲公園でヨシ刈り体験、ヨシ笛体験を計画中である。 ・河川保全利用委員会設置のいきさつを理解していいただいてないので残念である。 ・3市とも自然環境の啓発活動に取り組むことは可能ではないか。 ・「現在の活動を新しい考え方で見直します」という考え方が見られない。 ・河川敷利用のあり方で「申請者の考え方」と「委員会の考え方」に隔たりがあると感じる。 ・現在、年間数万人の利用者がある現実を踏まえて審査をする必要がある。 ・各市長との協議の場の、進捗はどうか。 ⇒現在調整中であり、来年度に議論を進めたいと考えている。	・委員に審査表の審査コメントの提出を 依頼した。 ・委員に意見書作成のための意見提出 を依頼した。		資料3 第6回調整作業会記録 資料4-1 意見書(案)野洲川立 入河川公園 資料4-2 意見書(案)野洲川河 川公園 資料4-3 意見書(案)野洲川運動公園
3)委員会審査表に ついて	●「資料4」委員会審査表について」を説明し、審議を行った。 ・今までの審査表の作成成果を委員会審査表(原本)に整理した。 ・今後は、審査表(原本)をもとに審査に必要な項目を抽出して審査表を作成する仕組みを提案した。 ・今回の運動公園用の審査表は、原本から選定した候補案を示した。  ⇒運動公園審査表には、「D12、D11-3、D11-4、D32、D42、D44」を追加する。	・委員に使用する審査表の審査細目選定の意見提出を依頼した。	・委員会審査表を確認す る。	資料6 野洲川立入河川公園・野洲川河川公園・野洲川運動公園審査表
4)基本理念について	●資料5「基本理念・基本方針について」を説明し、審議を行った。 ・前回提案した基本理念に委員意見を反映した内容で再整理した資料を準備 ・本日の審議で基本的な骨子を承認した。 ⇒次回に細部の審議をするので、意見があれば提出する。 ・基本理念(5)を「歴史風土」⇒「歴史・文化」に修正する。 ・基本方針(2)で排他的利用を考え、「・・・ふれあいをだれもが目指した・・・」にする。 ・基本方針(4)(5)の意味が分かり難いので、言葉を調整する。 ・基本方針(6)で「改修工事」を「整備工事」にする。 ・基本方針(5)(6)は、まとめて、審査表の項目を具体的に記載する。 ・審査が終わった毎に、基本方針を追加する仕組みが良いのか検討する。 ・基本方針「付記②」の「新規の河川敷利用は、・・・」は、記載する必要があるかを検討する。	・委員に「基本理念・基本方針」の記載内 容に関する意見提出を依頼した。	・基本理念・基本方針の 審議をお願いする。	資料5 基本理念・基本方針につ いて
5)ガイドラインについ て	●資料6「河川敷占用許可審査のガイドライン(素案)」を用いてガイドライン本文の構成内容を説明した。 ・ガイドラインは河川管理者が作成し、委員会で意見をいただくことを再度確認した。 ・ガイドライン位置づけは委員により異なるので、『目次』を参考に意見を提出する。 ・次回に、ガイドラインの位置づけを整理して審議する。 ⇒「審査手順を示したもの」または「審査を行うための判断資料」に捉えるか。	・委員に「ガイドライン」の記載内容に関する意見提出を依頼した。	・ガイドラインの審議をお 願いする。	資料7 河川敷占用許可審査の ガイドライン(原案)
6)今後の委員会審査について	●ガイドライン制定後の、「委員会審査の流れ」を4つの比較案で説明。 ⇒委員会として、審査の望ましい形の意見を取りまとめる。委員から意見を提出する。	・委員に「今後の委員会審査」に関する 意見提出を依頼した。	・委員会の審査の流れの 審議をお願いする。	-
ル	●第6回調整作業会を3月10日(月)9:00より、第20回委員会を3月17日(月)17:00よりライズヴィル都賀山にて開催する。 第6回調整作業会は、継続占用申請施設の審査結果のまとめ、意見書(原案)作成を行う。 第20回委員会は、意見書の審議、基本理念・基本方針の審議、ガイドラインの審議を行う。	-	-	-
8)一般傍聴者からの 意見聴取	●一般傍聴者からの意見は無し。	-	-	-

## 資料3 第6回 河川保全利用委員会調整作業会記録

#### 調整作業会概要

守山、野洲、栗東の継続占用申請施設の意見書のまとめ作業をするため第6回調整作業会を開催した。委員より提出された審査表コメントと審査意見の集約をおこない、意見書記載の方向性を確認した。審査結果から意見書 (案)に記載する事項を意見書(調整案)として作成した。

開催日時: 平成20年3月10日(月) 9:00~12:00

場 所: 守山野洲市民交流プラザ ライズヴィル都賀山 ローザ

参加者: 10名 委員3名(委員長、副委員長、委員1名)、河川管理者3名、事務局4名

#### 調整作業会内容

- 1. 審査表の審査コメントの調整作業
  - (1) 審査項目の意見コメント整理について
    - ① 委員に提出を依頼した「審査表の審査コメント」を事務局で整理・統合した作業案をもとに、委員の意見交換により、審査コメントの集約作業をした。作業は、守山市野洲川立入河川公園の意見コメントを確認・集約後、野洲市野洲川河川公園、栗東市野洲川運動公園の意見コメントの確認・集約を実施した。

#### (委員章貝)

- ・A22\_「継続申請」の説明欄の記載では、回答が〇でも、「良い」と「悪い」の見方が出来るので、説明欄の記述を訂正することが必要である。
- ・申請者の提出資料、委員会説明のみでは、判断が出来ない審査項目があるが、審査は申請者よりの提出 資料に基づいて行うことを確認した。
- 2. 意見書(原案)作成のための意見書(調整案)の作成について
  - (1) 委員意見と要望事項の整理について
    - ① 委員より提出のあった「委員意見」をもとに、意見書記載の方向性を確認して意見書(案)作成のための調整案をまとめた。
  - 【調整案】:「施設の更新に対して妥当であるか」に対し、委員意見の多い、様式2一②を調整案として整理した。

「更新は、委員会として妥当でないと判断する。しかし、利用されている状況から、改善内容、改善期限など の条件を付記して継続を認めることとする。」

② 2-②案での更新を認めるための条件は以下の3点とする

条件1:一部施設の自然化をはかること。

条件2:隣接して3つの運動公園が設置されているので、施設を共有することで施設の縮小・廃止を期限内に検討すること。

条件3:許可期限を、改善を早めるため、守山市は1年、野洲市・栗東市は2年とすること。

守山市の場合、前回の意見書で検討をお願いした内容と今回の意見書の検討条件が関連しており、 同じ時期に回答をもらう方が良いとの判断から、前回の意見書の回答時期に合わせて1年とした。

- 3. 意見書(原案)作成のための今後の作業について
  - (1) 第20回委員会までに実施する内容について
    - ① 調整作業会の結果を整理し、委員へ送付して意見書(調整案)に対する意見の提出を依頼する。
    - ② 委員からの意見書(調整案)に対する意見を反映して意見書(案)を作成する。
- 4. 今後のスケジュールの確認
  - (1) 第20回委員会を以下の内容で開催する。

開催日時、場所: 平成20年3月17日(月) 17:00~20:00 守山野洲市民交流プラザ ライズヴィル都賀山

開催内容: 意見書(案)の審議 他

#### 使用した資料

- (1) 委員の審査コメント集約表
- (2) 意見書(原案)作成のための委員意見の結果について
- (3) 意見書(原案)記載内容一覧表
- (4) 意見書提出までのスケジュール

平成20年3月 日

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

> 河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員長 竺 文彦

# 占用許可申請に対する意見書(案) (野洲川立入河川公園)

平成19年12月4日付け国近整琵占調第30号にて意見照会のありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

#### 対象施設の概要

施設の名称	野洲川立入河川公園
場所	守山市吉身五丁目字裏川原~立入町川原 (左岸 8.400 k m ~ 9.690 km 地点)
占用施設	多目的広場 1面         グラウンド 1面         (少年ソフトボール場兼用)         バスケットコート 1面         野外ステージ 1面         球技・スポーツ広場
申請者	守山市
占用面積	92,641平方メートル

#### 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」にもとづき、スポーツ広場、公園のゾーンとして、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は自由使用により利用者相互のルールで運用されている。有料施設の利用料金は、守山、野洲、栗東、草津市民共通の利用料金が設定され、地域に密着した利用が図れている。

利用状況者数は、年間約41,000人でグラウンドゴルフ場の利用者が7割と最も多く、施設整備は行き届いている。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用箇所があり、生態系を含めた環境面を考えると、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える。

地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川を活かした取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。前回の守山市小浜河川公園、川田河川公園にて同様な検討の回答期限とあわせる意味で、おおよそ1年を目途に結論を出していただきたい。このため、許可期限を1年とされたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ①一部施設の自然化や、河川敷にある類似施設間の調整による施設の縮小・廃止 に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。
- ②「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。
- ③上記①②の具体的計画の報告期限を1年とするため、許可期限を1年とすること
- ④使用されてない施設、利用の少ない施設、過剰であると考える構造物は撤去すること。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①来場者の駐輪場が、確保されてないので利用実態を確認して駐輪場の設置を検 討すること。

### 2. 検討の経緯

平成 19年 12月 4日		意見照会書の受理
平成 19年 12月 6日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による意見交換
平成 19年 12月 20日	委員会	申請施設の現地調査 委員による意見交換
平成 20年 1月 17日	委員会	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換
平成 20年 2月 21日	委員会	委員による占用施設の審議 委員による意見交換
平成 20年 3月 17日	委員会	委員による意見書(案)の審議

以上

平成20年3月 日

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

> 河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員長 竺 文彦

# 占用許可申請に対する意見書(案) (野洲川河川公園)

平成19年12月4日付け国近整琵占調第30号にて意見照会のありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

#### 対象施設の概要

<b>对</b> 参照权。2.		
施設の名称	野洲川河川公園	
場所	野洲市野洲地先~野洲市三上地先 (右岸 8.254 km ~ 10.55 km 地点)	
占用施設	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グランドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 2面 バレーテニス兼用コート 2面 テニスコート 5面	
申請者	野洲市	
占用面積	139, 181平方メートル	

#### 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行車道が設置されている。利用者要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチ増設、高木植栽を実施している。

施設の維持管理は、指定管理者を定めて実施している。施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、守山、野洲、栗東、草津の市民共通の利用料金が設定され、地域に密着した利用が図れている。

利用状況者数は、年間約63,000人でテニスコート場の利用者が4割と最も多く、運動施設の整備も行き届いている。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に 10m 程度の空地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響はないと考える。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える。

地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川を活かした取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。このため、許可期限を2年とされたい。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ①一部施設の自然化や、河川敷にある類似施設間の調整による施設の縮小・廃止 に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。
- ②「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。
- ③上記①②の具体的計画の報告期限を2年とするため、許可期限を2年とすること。
- ④使用されてない施設、利用の少ない施設、過剰であると考える構造物は撤去すること。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①来場者の駐輪場が、確保されてないので利用実態を確認して駐輪場の設置を検 討すること。

#### 2. 検討の経緯

平成 19年 12月 4日

意見照会書の受理

平成 19年 12月 6日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明
		委員による意見交換
平成 19年 12月 20日	委員会	申請施設の現地調査
		委員による意見交換
平成 20年 1月 17日	委員会	申請者から申請内容についての説明
		委員による占用施設の審議と意見交換
平成 20年 2月 21日	委員会	委員による占用施設の審議
		委員による意見交換
平成 20年 3月 17日	委員会	委員による意見書(案)の審議

以上

平成20年3月 日

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

> 河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員長 竺 文彦

# 占用許可申請に対する意見書(案) (野洲川運動公園)

平成19年12月4日付け国近整琵占調第30号にて意見照会のありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

#### 対象施設の概要

71300000			
施設の名称	野洲川運動公園		
場所	栗東市出庭字外川原付近 (左岸 9.690 k m ~ 11.182 km 地点)		
占用施設	グランドゴルフ場 2面 ローンプレイフィールド テニスコート 4面 ソフトボール場 3面 陸上競技場		
申請者	栗東市		
占用面積	34,794平方メートル		

#### 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として県の都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されてたものである。堤外民地が公園内にあり、栗東市が対応してきてた経緯があり、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、 芝グラウンド、パターゴルフ場が設置されている。

施設の維持管理は、指定管理者を定めて実施している。施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、守山、野洲、栗東、草津の市民共通の利用料金が設定され、地域に密着した利用が図れている。

利用状況者数は、年間約57,400人でソフトボール場(約1万人の花火大会の見学者を含む)の利用者が3割と最もい多く、運動施設の整備も行き届いている。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用箇所があり、生態系を含めた環境面を考えると、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

また、多目的広場の陸上競技場の河川側に高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える。

地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川を活かした取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。このため、許可期限を2年とされたい。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ①一部施設の自然化や、河川敷にある類似施設間の調整による施設の縮小・廃止 に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。
- ②「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。
- ③上記①②の具体的計画の報告期限を2年とするため、許可期限を2年とすること
- ④施設維持管理で、除草剤・殺虫剤の使用禁止の条件とすること
- ⑤使用されてない施設、利用の少ない施設、過剰であると考える構造物は撤去すること。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

①来場者の駐輪場が、確保されてないので利用実態を確認して駐輪場の設置を検 討すること。

#### 2. 検討の経緯

平成 19年 12月 4日

意見照会書の受理

平成 19年 12月 6日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明
平成 19年 12月 20日	委員会	委員による意見交換 申請施設の現地調査
	212121	委員による意見交換
平成 20 年 1月 17 日	委員会	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換
平成 20 年 2月 21 日	委員会	委員による古用施設の審議と思見文換 委員による占用施設の審議
		委員による意見交換
平成 20年 3月 17日	委員会	委員による意見書(案)の審議

以上

# 資料4補足 意見書(原案)の「委員会としての意見・要望」部分の比較表

審査対象施設	共通検討事項 (参考事例から考慮した事項など)	守山市 野洲川立入河川公園	野洲市 野洲川河川公園	栗東市 野洲川運動公園	(参考)守山市 野洲川川田河川公園
	【作成の考え方】 提出された「概要説明書」から「守山市 野洲川川田河川公園」の「設置の経緯」を参考に作成した。 《第6回調整作業会の調整事項》 状況を記載したもので、内容記述については調整なし。	対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」にもとづき、スポーツ広場、公園のゾーンとして、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。		対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として県の都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されてたものである。堤外民地が公園内にあり、栗東市が対応してきてた経緯があり、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。	対象施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。
	【作成の考え方】 提出された「概要説明書」から「守山市 野洲川川田河川公園」の「利用の状況」を参考に作成した。 《第6回調整作業会の調整事項》 状況を記載したもので、内容記述については調整なし。	占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は自由使用により利用者相互のルールで運用されている。有料施設の利用料金は、守山、野洲、栗東、草津市民共通の利用料金が設定され、地域に密着した利用が図れている。利用状況者数は、年間約41,000人でグラウンドゴルフ場の利用者が7割と最も多く、施設整備は行き届いている。	設置されている。利用者要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチ増設、高木植栽を実施している。施設の維持管理は、指定管理者を定めて実施している。施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、守山、野洲、栗東、草津の市民共通の利用料金が設定され、地域に密着	施設の維持管理は、指定管理者を定めて実施している。施設 利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、守山、野洲、 栗東、草津の市民共通の利用料金が設定され、地域に密着	用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は関係住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を停め、低水護
審目た点ン設べ	【作成の考え方】 施設の利用面積が大きいことに対して、「河川敷の高水敷の全幅を占用した利用」に関する記述が必要であるかを検討した。 《第6回調整作業会の調整事項》 各運動公園に対して、高水敷きの全幅利用の状況と河畔林と施設との整備状況を記載する。	当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用箇所があり、生態系を含めた環境面を考えると、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。	縦断方向に分断する影響はないと考える。 		当該箇所は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、とくにグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考える。
	載した。 守山市の場合は、2回目の申請案件であり、「②前回の審査でお願いした事項への対応」の確認の判断を記載した。 《第6回調整作業会の調整事項》 ①の「基本理念に沿って、設置すべきでない施設である」の内容の記述は必要であるので3運動公園で記載する。 ②守山市には、前回の審査でお願いした事項への対応が不十分であるので何かの対応が必要であるとした。具体的には許可期限を野洲市、栗東市に比べて短くするかの話が出たが、委員の意見を聞いて調整をすることとした。	から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考える。	から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設である	設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設である	から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施
	【作成の考え方】 「①利用者数が多いことから、直ちに廃止ということが現実的でなく、縮小を検討する条件を付す」との判断から、記載した。 《第6回調整作業会の調整事項》 守山市で前回の意見を述べた取組み状況は、報告がないので分からないが、同様な内容記述は必要であるとの調整結果となった。	設の規模の縮小を検討すべきであると考える。	地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。	地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。	このため、地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、 すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保また は既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考える。
		つく環境改善の検討をされたい。前回の守山市小浜河川公園、川田河川公園にて同様な検討の回答期限とあわせる意味で、おおよそ1年を目途に結論を出していただきたい。このため、許可期限を1年とされたい。	向けた取組み、川を活かした取組みなど、具体的行動に結び	向けた取組み、川を活かした取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。おおよそ2年を目途に結論を出していただきたい。このため、許可期限を2年とされたい。	「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施

# 資料4補足 意見書(原案)の「委員会としての意見・要望」部分の比較表

審査対象施設	共通検討事項 (参考事例から考慮した事項など)	守山市 野洲川立入河川公園	野洲市 野洲川河川公園	栗東市 野洲川運動公園	(参考)守山市 野洲川川田河川公園
意見書の判断		を共用することで施設の縮小・廃止を期限内に検討すること。 条件3:許可期限を、改善を早めるため2年とすること。 ●(委員意見反映修正案):条件1、条件2に対して以下の修正意見あり。 修正条件1 一部施設の自然化や、河川敷にある類似施設間の調整による施設の縮小・廃止に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。 修正条件2 「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。	を共用することで施設の縮小・廃止を期限内に検討すること。 条件3:許可期限を、改善を早めるため2年とすること。 ●(委員意見反映修正案):条件1、条件2に対して以下の修正意見あり。 修正条件1 一部施設の自然化や、河川敷にある類似施設間の調整による施設の縮小・廃止に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。 修正条件2	《更新の条件は以下の内容で意見として記載する》 ●委員提案条件 条件1:一部施設の自然化をすること。 条件2:隣接して3つの運動公園が設置されているので、施設を共用することで施設の縮小・廃止を期限内に検討すること。 条件3:許可期限を、改善を早めるため2年とすること。 ●(委員意見反映修正案):条件1、条件2に対して以下の修正意見あり。 修正条件1 一部施設の自然化や、河川敷にある類似施設間の調整に	したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考える。
【占用許可期限の更新についての意見】	◆問題める事項の登理 ④「川を活かした取り組み」の具体的環境行動計画書を提出 すること。 ⑤施設維持管理で、除草剤・殺虫剤の使用禁止の条件とする	定すること。 ②「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。 ③上記①②の具体的計画の報告期限を1年とするため、許可期限を1年とすること。 ④使用されてない施設、利用の少ない施設、過剰であると考える構造物は撤去すること。 【調整事項】 ・①の一部施設は、テニスコートのハードコート、駐車場のア	よる施設の縮小・廃止に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。 ②「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。 ③上記①②の具体的計画の報告期限を2年とするため、許可期限を2年とすること。 ④使用されてない施設、利用の少ない施設、過剰であると考える構造物は撤去すること。 【調整事項】 ・①の一部施設は、テニスコートのハードコート、駐車場のアスファルト舗装、駐車場進入通路の舗装等を具体的に記載するか。 自然な形で硬いものを非舗装に変更する。サイクリングロードは舗装の状態で良い。	よる施設の縮小・廃止に向けた、具体的な計画を期限内に策定すること。 ②「川に活かした取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め関わりを深めるための具体策について期限内に計画を策定すること。 ③上記①②の具体的計画の報告期限を2年とするため、許可期限を2年とすること。 ④施設維持管理で、除草剤・殺虫剤の使用禁止の条件とすること ⑤使用されてない施設、利用の少ない施設、過剰であると考える構造物は撤去すること。 【調整事項】 ・①の一部施設は、テニスコートのハードコート、駐車場のアスファルト舗装、駐車場進入通路の舗装等を具体的に記載す	①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。 ②占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用 形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討 に際し、河川管理者は協力すること。 ③「代替地の検討」または「川とのふれあい可能な利用形態 への検討」の報告期限を2年とし結論を確認すること。
【占用許 の関東 にる関連 する 事項】	【作成の考え方】 参考意見書の要望事項で同じ状況が見られたかを検討する。 ① 占用者が利用実態を十分把握していない・・・・。 ② 多くの利用者を考え、駐車場設置場所に・・・・。 ③ トイレのスロープなど仮設構造物は周辺・・・・。 ④ 河川利用の課題が多く見られるので、公園・・・・。 《第6回調整作業会の調整事項》  ⇒①利用者実態は有料施設を中心に把握されている。 ⇒②身障者駐車スペースOK、守山市グラウンドゴルフ場の駐輪場が確保されていない。 ⇒③のトイレのスロープは、大きな問題ではないので触れない。(もっと大きな点での内容を改善要望する。) ⇒④の内容は、「要望」から「意見(条件)」に格上げして意見に整理した。	て駐輪場の設置を検討すること。 (参考):記載しない。 ①トイレにはコンクリート製スロープが取り付けられている。 また、使用不可と張り紙のあるトイレが設置されている。	て駐輪場の設置を検討すること。 (参考):記載しない。	(参考):記載しない。 ( ①トイレのスロープはコンクリート製と鉄製(移動可能)のものがある。	①占用者が利用実態を十分把握していないので、把握を行うよう指導すること。 ②多くの利用者を考え、駐車場設置場所に身障者駐車スペースの設置と駐輪場の設置を検討すること。 ③トイレのスロープなど仮設構造物は周辺景観に配慮すること。 ④河川利用の課題が多く見られるので、公園利用のあり方について占用者、関係住民と議論を行い「河川のあり方」を示すこと。

## 資料5 「基本理念・基本方針について」(修正事項比較版)

第19回委員会で提案した「基本理念・基本方針について(案)」

## 基本理念・基本方針について (第19回委員会案)

この基本理念は、琵琶湖河川事務所の所管する野洲川、瀬田川、草津川の河川敷の保全・利 用に関する占用許可審査の基本理念として制定した。

基本理念は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とし、具体的な利用を示した。

基本理念・基本方針の適用は、新規希望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

基本方針は、占用審査を完了した野洲川について河川の特性を考慮して定めた。瀬田川、 草津川については、占用許可に係る審査が終了するまでは、野洲川で定めた内容を準用するこ ととする。

#### 1. 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す

- (1)河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念(基本理念)と利用の 基本的な方針(基本方針)に基づいて行う。
- (2)基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。
- (3)基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占有区域ごとに定める。基本理念に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

#### (説明)

- ① 琵琶湖河川の河川敷利用に関する基本的な理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。
- ② 基本方針は、占用区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の占用区域ごとに、河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考にして作成する。

#### 2. 河川敷利用の基本理念

河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とは以下の内容をいう。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進する利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観(生態的景観を含む)と歴史風土を損なわない利用
- (6) 自由使用と自己管理のもとでの利用

第20回委員会で提案する「基本理念・基本方針について(修正案)」

## 基本理念・基本方針について (第20回委員会案)

この基本理念は、琵琶湖河川事務所の所管する野洲川、瀬田川、草津川の河川敷の保全・利用に関する占用許可審査の基本理念として制定した。

基本理念は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とし、具体的な利用を示した。

基本理念·基本方針の適用は、新規希望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

#### 1. 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す

- (1)河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念(基本理念)と利用の 基本的な方針(基本方針)に基づいて行う。
- (2)基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。
- (3) 基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の<mark>占用区域</mark>ごとに定める。基本理念 に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

#### (説明)

- ① 琵琶湖河川の河川敷利用に関する基本的な理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。
- ② 基本方針は、占用区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の占用区域ごとに、河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考にして作成する。

#### 2. 河川敷利用の基本理念

河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とは以下の内容をいう。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進する利用
- (3)治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5)流域の景観(生態的景観を含む)と歴史・文化を損なわない利用
- (6) 自由使用と自己管理のもとでの利用

#### 説明

《第19回委員会後で、委員意見を提出を依頼 し、委員意見により「基本理念・基本方針」の 修正を実施した。》 説明欄は、

- ・赤字が採用した委員意見反映内容
- ・黒字が採用しなかった委員意見の内容
- ・青地が関連する内容である。

#### 【修正箇所1】

「基本方針・・・・」の部分は記載を削除する。

【誤字訂正】 占有⇒占用

#### 【修正箇所2】

「歴史風土」を「歴史・文化」にする。

・他に意見として

「歴史風土」でいいという意見あり。

第19回委員会で提案した「基本理念・基本方針について(案)」

第20回委員会で提案する「基本理念・基本方針について(修正案)」

#### 説明

#### 3. 河川敷利用の基本方針

河川保全利用委員会が定める方針は下記の6項目を基本とする。

- (1)河川の環境・治水・利水をふまえた利用とする。
- (2) 河川とのふれあいを目指した利用とする。
- (3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の安全を配慮したものでなければならない。
- (4) 利用施設の整備は、利用各河川の区域内において資材の調達と廃棄を原則とする。
- (5) 占用施設の改修工事は、自然環境の保全・修復の視点から復元が容易な工法とする。
- (6) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。

なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を 考慮した基本方針を逐次追加する。

(A) 審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。

#### (付記)

- ① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。
- ② 新規の河川敷利用は、住民等から設置の要望程度を考慮し、基本理念の利用に準じる場合において、自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるものとする。

#### 3. 河川敷利用の基本方針

河川保全利用委員会が定める方針は下記の6項目を基本とする。

- (1) 河川の環境・治水・利水をふまえた利用とする。
- (2)だれもが河川とふれあえる利用とする。
- (3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の安全を配慮したものでなければならない。
- (4) 利用施設の整備および整備工事は、自然環境の保全の視点から整備の範囲を 必要最小限とし、復元・廃棄の容易な工夫をする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。

なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を 考慮した基本方針を見直しする。

(A)審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。

#### (付記)

① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。

#### 【修正箇所3】

基本方針(2)の記載で、公共性で排他的利用とならないため、「だれもが」という言葉を追加した。

・他に意見として「ふれあいを目指した・・・」記載でよいという意見あり。

#### 【修正箇所4】

(4)(5)を包括的にまとめて記載した。

審査表 C16「施設の・補修新設」の説明欄に「施設の整備に使用する資材は、河川区域内で調達と廃棄が出来る資材か。また、整備が容易な工法を採用しているか。」

審査表 D16「環境復元」の説明欄に「復元のための整備が必要か。」

#### を追記記載した。

他に以下の意見あり。

- ・(4)を「利用施設整備に関わる資材は必要 最低限とし、占用許可申請者が責任を持って 搬入・撤去を行うものとする。なお、地形の改 変は行ってはならない。」
- ・(5)を「改修工事」を「整備工事」に変更する。

#### 【修正箇所5】

「基本方針を逐次追加する」の部分を「基本方針を見直しする」に変更する。

他に、1.の基本的考え方の説明②があるので削除してよいという意見あり。

#### 【修正箇所6】

以上

②の「新規の河川敷・・・」の部分は記載を削除する。

他に、以下の意見あり。

基本方針に、審査表にある審査内容が分かるように、審査表の大項目(または中項目)を 文書化して記載する方がよい。

以上

(凡例) 資料6 野洲川立入河川公園·野洲川河川公園·野洲川運動公園審査表 ●:審査選定項目 一:審査選定なし 備者(審査事例での適用項目) 審査項目 区分 審査細目 説明 事例1 事例2 事例3 事例4 事例5 事例6 事例7 小浜 川田 改修 グライダ 立入 河川 運動 河川法趣旨 申請案件は河川法の趣旨「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に適合するか。 基本理念 A12 基本理念 0 0 0 委員会が定める基本理念の内容を満足するか。 基本理念 421 基本方針 委員会が定める基本方針の内容を満足するか。 0 0 0 と基本方 針の検証 委員会が継続利用申請と認める既存の利用施設か。当面の間は、継続利用を認める対象とする既存の利用施 基本方針 0 0 0 A22 継続申請 (説明)継続施設で縮小をソフトランデングさせることを考える施設かを判断する。 必要理由 この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。 0 0 0 必要性 0 0 B12 滴正面積 占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。 0 代替可能性 • 0 0 0 堤内地で代替できない施設であるか。 • 0 代替地調查 • 0 0 **B22** 堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。 • 代替性 堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を選定し用地取得を試みたか。 0 B23 代替地選定 • 0 0 占用施設 の計画と 設置理由 占用区域内及び区域周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。 • 0 0 0 B31 人への安全 • の検証 施設が自然災害等により被害・影響(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合、施設 施設の安全 lacktriangle0 0 0 **B32** • • 安全性 の安全対策を講じているか。 **B33** 安全対策の周知 施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか 0 **B41** 公共性 申請主体関係者以外の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか。 • • • 0 0 公共性 B42 地元の理解 申請主体が関係する地元の理解をどのような方法で進めているのか。 • 0 0 0 C11 設置期間 許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか • 0 0 C12 施設の変遷 継続申請の場合、前占用許可期間に施設内容が変化したか。その理由は適切であったか。 • 0 施設管理 利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。 lacktriangle0 0 C13 0 協調利用 • 0 0 0 C14 類似施設が申請近隣区域にある場合、既存施設利用を考慮したか。その所管市町村との協調を試みたか。 • 占用施設 利用計画 • 0 0 0 維持管理 施設の維持管理計画は適正であるか。施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。 <del>占用内の施設を補修・新設した実績があるか。</del>施設の整備に使用する資材は、河川区域内で調達と廃棄が出来 施設の補修・新設 0 0 0 C16 ら資材か。また、整備が容易な工法を採用しているか。その内容の詳細を記録を保存しているか。 構造物の安全 施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。安全対策は定めているか。 0 0 0 C17 利用状況 0 0 C21 占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の日内変動、月内変動、年内変動などを把握しているか。 0 占用施設 トイレ施設は、確保し適正に維持管理しているか。 • 0 0 0 の利用計 ゴミ処理 ゴミ処理の方法を定めているか。 0 0 画と利用 0 C23 利用者 者等から 0 0 0 の検証 C24 利用者対応 適切な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)は定めているか C25 駐輪·駐車場 利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)は確保しているか。 • 0 0 0 利用者の年齢や身体健康状態に関わりなく利用可能な施設か。これらに制限を設けている場合はそれに合理性 0 0 C31 利用者の年齢等 • • 0 0 0 利用者交流 常時利用者と流域住民との交流はあるか。交流を促進させる計画があるか。 0 0 0 川とのふれあい 0 利用形態 C33 利用者と川とのふれあいが可能な施設か。 • 河川愛護保護活動 河川の環境・治水・利水等の理解ための活動計画(または実績)があるか。 • • 0 0 0 0 0 0 C35 地域活性化 占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。 0 0 0 意見聴取 広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行い住民意見の反映を行ったか。 住民意見 C42 利用者意見 0 0 0 の反映 施設利用予定者の意見聴取を行い、その意見反映を行って計画した施設か。 占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の大気質に影響を与えない D11-1 大気汚染 lacktrianglelacktriangle水質汚濁·底質汚 占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の水質底質に影響を与えな 0 D11-2 • lacktriangle• 0 0 いか。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)・肥料の使用を禁止しているか。 占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の土壌汚染をまねかないか。農薬(殺虫 土壌汚染 D11-3 剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。 占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。施設は区域とそ D11-4 地下水 の周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。 占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。施設は区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源に 0 0 騒音・振動 0 D11-5 占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。施設は区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。 悪臭 D11-6 占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。施設の地形改変が区域の地形特性に与える影響は軽 地形改変 D12 環境 整備の影響 D13 施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。 0 0 0 占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。施設は陸生生物、とくに貴重種や保全 陸生生物 • 0 0 0 D14-1 • 対象種の生存に影響を与えないか。 占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。水生生物、とくに貴重種や保全対象種 • 0 0 D14-2 水生生物 • 0 の生存に影響を与えないか。 占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。 0 生態系 lacktrianglelacktrian• 0 0 D15 生物の生育生息環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。 D 環境•治 占用期間終了後、自然環境の早期復元が見込めるか。<u>復元</u> そのための方策を計画し D16 環境復元 lacktrianglelacktriangle0 水・利水を ているか。 考慮した 作業車の通行影響 D17 河川敷を占用施設作業車が走行することの影響はないか。 • 占用施設 の検証 D18 無線使用の影響 施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。 lacktriangleD21 治水 治水の事前審査は完了しているか。(確認事項) 占用区域河川における過去の流況を把握しているか。施設の構造物は洪水時に治水支障を生じさせないか。 0 D22-1 構造物 0 0 D2 治水 洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。流出した場合の処置を定めているか D22-2 構造物流失 0 0 <mark>冠水時の治水安全に影響する構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に実</mark> 0 0 D22-3 構造物撤去 0 施しているか。 D31 利水計画 施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項) 施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既利水者の 利水 利水への影響 D32 利水に影響を与えないか。 占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。施設の形態(形状・色彩等)が占 景観 • • • 0 0 0 D41 • 用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。 景観変化の把握 D42 占用にともなう景観変化のシュミュレーションをおこなっているか D43 植栽 占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。 • • 0 0 0 景観·文化 占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えない 文化財 D44 占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承 D45 歴史文化 lacktrianglelacktriangle• • 0 0 0 文化等)と共存可能か。

# 資料7 河川敷占用許可審査の ガイドライン (原案)

## 2008年3月

#### 【改定履歴】

No.	年月日	記事
1	2008.3	ガイドライン(原案)制定

河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所)

# 目 次

1.	目的		1
2.	適用釯	短囲	1
3.	河川敷	での保全・利用の基本的な考え方	1
3	<b>-</b> 1	河川敷占用許可審査の基本的な考え方	1
3	-2	河川敷利用の基本理念	2
3	-3	河川敷利用の基本方針	2
4.	河川敷	大占用許可制度	3
4	<b>—</b> 1	河川敷の占用許可制度の流れ	3
4	-2	事前協議システムにおける審査の留意点	4
4	-3	事前協議システムにおける委員会審査の流れ	5
5.	審査の	>準備	6
5	-1	委員会事務局の設置	6
5	-2	審査に必要な書類	6
5	-3	第1回審査の準備内容	6
5	-4	第2回審査の準備内容	7
5	-5	審査表の作成と運用	7
6.	審査表	その構成	9
6	<b>-</b> 1	審査表の構成	9
7.	申請内	1容の審査事例	. 11
7	-1	審査事例集の整理	. 11
7	-2	審査事例集の使用上の注意事項	.12
8.	審査結	F果の集約と提出	
8	-1	SAN BENTALA	
8	-2	意見書による審査結果の回答	.13
9.	別冊資	<del>【</del> 料と参考資料	.14
9	-1.	別冊資料	.14
	別冊1	審査表原本	.14
	別冊 2	委員会審査事例集	. 14
9	-2.	参考資料	.14

#### 1. 目的

本ガイドラインは、占用許可審査の手引きとして河川保全利用委員会の占用許可に関わる「審査のステップを定めた審査の流れ」と「審査基準」として審査表の判断ポイント、判断事例を取りまとめたものである。本ガイドラインを使用することにより、審査内容が明確になり、同じ視点で占用審査を実施することを目的とする。

#### (説明)

本ガイドラインは、申請者が占用許可申請説明書を河川管理者に提出してから委員会による審査を経て河川管理者に占用許可の意見を回答する『事前協議システム』の流れの各段階の審査業務に活用するため、審査の実施方法と具体的な審査判断事例を示したものである。

#### 2. 適用範囲

琵琶湖河川事務所の所管する野洲川の河川敷占用許可審査に適用する。審査は、 新規希望施設と既存継続施設を区分することなく適用する。

また、琵琶湖河川事務所の所管する瀬田川、草津川については、占用許可に係る審査が終了するまでは、野洲川で定めた内容を準用する。

#### 3. 河川敷の保全・利用の基本的な考え方

#### 3-1 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す

- (1) 河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念(基本理念)と利用の基本的な方針(基本方針)に基づいて行う。
- (2) 基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。
- (3) 基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占用区域ごとに定める。基本 理念に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

#### (説明)

- ① 琵琶湖河川の河川敷利用に関する基本的な理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。
- ② 基本方針は、占用区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の占用区域ごとに、河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考にして作成する。

#### 3-2 河川敷利用の基本理念

河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活か された利用」とは以下の内容をいう。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進する利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観(生態的景観を含む)と歴史・文化を損なわない利用
- (6) 自由使用と自己管理のもとでの利用

#### 3-3 河川敷利用の基本方針

河川保全利用委員会が定める方針は下記の6項目を基本とする。

- (1)河川の環境・治水・利水をふまえた利用とする。
- (2) だれもが河川とふれあえる利用とする。
- (3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の 安全を配慮したものでなければならない。
- (4) 利用施設の整備および整備工事は、自然環境の保全の視点から整備の範囲を必要最小限とし、復元・廃棄の容易な工夫をする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。

なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を考慮した基本方針を見直しする。

(A)審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。

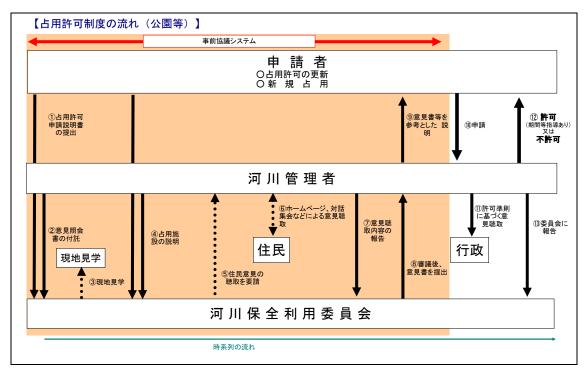
#### (付記)

① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。

#### 4. 河川敷占用許可制度

#### 4-1 河川敷の占用許可制度の流れ

河川敷の「占用許可制度の流れ」を以下の図に示す。



「占用許可制度の流れ」に示す①から⑩の手続きのステップを以下に示す。

- ①. 河川管理者(以下「管理者」という)は、占用許可の申請者(新規及び更新)に占用許可申請説明書の提出を依頼する。
  - ■申請者は、基本理念と基本方針に基づく、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ「占用許可申請説明書」を作成して管理者に提出する。
  - ■継続申請の場合は、3ヶ月前までに必要書類を揃えて管理者に提出する。
- ②. 管理者は、意見照会書に占用許可申請説明書を添付し、河川保全利用委員会(以下、「委員会」という)に付託する。
  - ■管理者は、申請主体が提出した書類の不備の有無、ならびに基本理念と基本方針 に合致した申請であるかなどを確認する。
  - ■管理者は、本申請が審査するに値すると判断した場合は、基本理念と基本方針を 基に作成した審査表(案)等審査に必要な書類を整え、河川保全利用委員会に占 用に係る審査を依頼する。
- ③. 委員会は、必要に応じて現地見学を行い施設状況の確認をする。
- ④. 委員会は、管理者および申請者から占用施設の説明を受ける。
  - ■管理者から審査を依頼された委員会は、申請内容が基本理念と基本方針の趣旨を 満足するか否かを判断し、満足すると判断した場合は申請の許可に係る審査を開 始する。
  - ■委員会は、管理者から申請の概要の説明を受ける第1回審査を実施する。
  - ■委員会は、申請者の出席を求め、申請者から説明を受ける第2回審査を実施する。

第2回審査は、必要により申請者から追加説明を求め数回実施する。

- ■委員会は申請案件を精査するため、審査表(案)を参考に審査表を作成し、審査 表の項目ごとに精査する。
- ⑤. 委員会は、必要に応じて、住民意見の聴取を河川管理者に要請する。
- ⑥. 管理者は、必要に応じて、ホームページ、対話集会などによる意見聴取を 実施する。
- ⑦. 管理者は、必要に応じて行われた対話集会などやホームページなどにより 聴取した意見内容について委員会に報告する。
- ⑧. 委員会は、審査を行って、占用施設案件に対しての委員会としての見解を まとめた意見書を作成し、管理者に提出する。
  - ■委員会は審査表の項目ごとに精査した結果を、意見書として取りまとめ河川管理者に意見を提出する。
- ⑨. 管理者は、意見書などを参考にして申請者に説明をする。
  - ■河川管理者は、委員会から提出された審査に係る意見を参考に占用許可の是非の 判定を行い、これを申請者に回答するとともに、委員会に報告する。
- ⑩. 申請者は、上記説明を踏まえて、河川法に基づいた申請を管理者に行う。
- ①. 管理者は、河川敷地占用許可準則に基づいて自治体(関係市町)に最終の 意見聴取をする。
- ②. 管理者は、河川法に基づく許可(必要に応じて占用期間など短縮を行う場合もあり得ます)又は不許可の決定をする。
- ③ 管理者は、委員会に対して、決定結果などを報告する。

#### 4-2 事前協議システムにおける審査の留意点

#### 1. 審査表の活用した審査

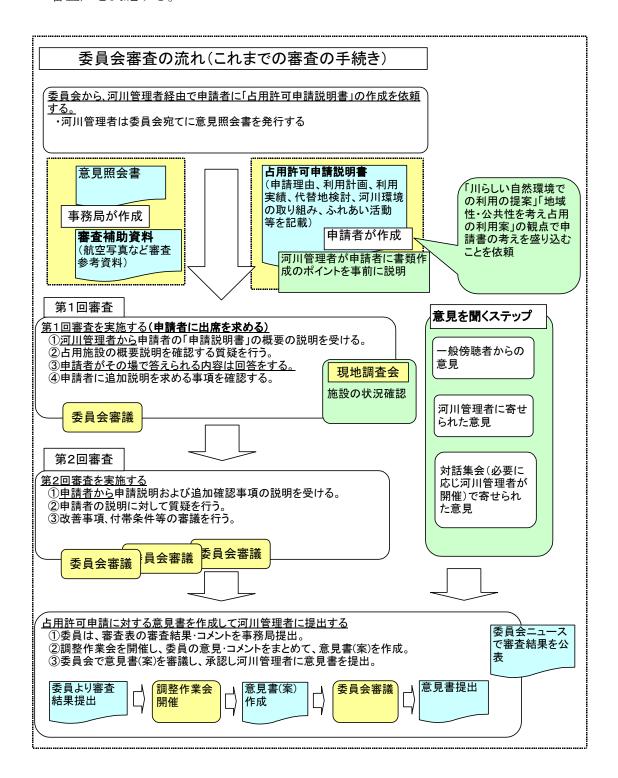
- (1) 河川敷占用に係る具体的な審査は、占用申請ごとに作成した審査表を用いて実施する。
- (2)審査表は、占用許可に係る審査を行うにあたって、その判断となる項目を 示した一覧表であり、本ガイドラインの5-4項「審査表の作成と運用」 により作成する。
- (3)審査表は、河川保全利用委員会が占用許可に係る審査を行うにあたってその判断となる項目を示した一覧表であり、委員会は審査細目とその説明欄記入内容に照らし合わせて審査・判断する。
- (4)審査項目・審査細目の審査・判断結果は、意見書作成に活用する。

#### 2. 審査開始の判断

- (1) 基本理念と基本方針を充たさない申請は、委員会は審査の手続きを開始しない。この場合は、河川管理者にその理由を付して案件を差し戻すものとする。
- (2) 申請内容が基本理念と基本方針の趣旨を満足するかの仮判定は申請を受理 する河川管理者が行うが、委員会はその責任において審査・判断しなけれ ばならない。
- (3) 望ましい河川敷利用の視点は、「自然環境に負荷を与えない利用」、「治水・利水に影響を及ぼさない利用」、「基本理念と異なる現利用の廃止・縮小」などをいう。

#### 4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ

事前協議システムでの「委員会審査の流れ」を示す。委員会審査は、第1回審査 (河川管理者からの説明を受けて審査)と第2回審査(申請者からの説明を受けて 審査)を実施する。



#### 5. 審査の準備

#### 5-1 委員会事務局の設置

委員会事務局は、河川管理者の担当課に置く。河川管理者は、必要により委員会の 事務連絡、審査書類準備等の手続きを行なう事務局(庶務)を設置する。

#### 5-2 審査に必要な書類

委員会審査に準備する標準的な書類を以下の表に示す。事務局は、申請内容を説明できる書類を整理して委員会資料とする。

準備する委員会資料は、委員会配布資料(公開資料)と委員参考資料(委員会の審議 参考資料で配布をしない)に区分して整理する。

委員参考資料は、委員意見、申請者情報等が含まれている資料で、委員のみの配布資料とする。

また、個人情報に関連するものは、基本的に配布をしない。

委員会番金に	必要な <del>書</del> 類
書類の区分	書類の名称
申請者が準備する書類	占用許可申請説明書
事務局(管理者)が準備	申請箇所の現状図(平面図と施設写真)
する書類	現状の航空写真と昔の航空写真
	環境調査結果
	審査表(案)
	対話集会による意見
	他の河川保全利用委員会の状況
	河川法関連の情報
審査の判断の基となる	基本理念と基本方針
書類	河川敷占用許可審査のガイドライン
	審査表原本
	過去の審査結果
	過去の音目書

委員会審査に必要な書類

#### 5-3 第1回審査の準備内容

第1回審査は、河川管理者より申請者の『申請概要』の説明を受ける。この説明項目は、以下の表に示す項目を参考に選定する。委員会には、説明に使用する資料を準備して配布する。

#### 《第1回審査での説明項目の例》

- (1)審査対象施設の概要
- (2)占用の経緯(継続の場合は、当初からの経緯)
- (3)施設の利用状況(施設全体の利用者数と個別施設の利用者数)
- (4)申請者から河川管理者に報告を受けている内容
- (5)地元、利用者から寄せられた要望事項
- (6)施設に関する苦情、迷惑行為の発生状況
- (7)申請者の許可に際して申請者への指導事項
- (8)施設の現地調査で確認をお願いする事項

#### 5-4 第2回審査の準備内容

第2回審査は、申請者より申請内容の説明を受ける。第2回審査の説明項目は、 以下に示す項目を参考に選定する。委員会には、説明に使用する資料を準備して配 布する。

委員会は、第2回審査までに、申請施設の現地調査を完了しているので、現地調査での疑問点や説明要望を集約し、この項目を盛り込んだ資料の準備を行う。

#### 《第2回審査での説明項目の例》

- (1) 施設設置の経緯
  - ①占用を始めた時期はいつか
- (2) 申請者(市)としての占用施設の位置づけ
  - ①河川公園の位置づけ
  - ②市の条例等での占用施設の位置づけ
- (3) 堤内地開発との関連
  - ①堤内地と関連を持たした整備
- (4) 利用施設の変遷と施設変更の考え方
  - ①占用開始後に、廃止した利用施設、新設・増設した施設の内容
  - ②施設の有料無料の区分
- (5)利用施設の変更理由
  - ①施設の内容を変更した理由
- (6)現在の利用実態
  - ①施設別・季節別の公園施設の利用者数
  - ②水辺の利用状況
  - ③遊具などの利用状況
- (7)施設の維持管理の考え方
  - ①施設の維持管理方法
  - ②半永久的な構造物を設置していることの考え方
- (8)今後の河川敷の利用として申請者が考えている事項
  - ①「川でなければならない、川に活かされた利用」として申請者の考えている内容
  - ②河川敷を利用や川とのつき合い・関わりを進めていく面での今後の計画や考え方
- (9)継続利用の際に申請者が考えている取り組み内容
  - ①継続利用をする際に、環境に配慮して取り組む内容
  - ②維持・管理で配慮する事項
- (10)河川利用の方向性が変化してきたことに対する申請者の対応の状況
  - ①代替地の検討の考え方と実施状況
  - ②施設の中で利用状況の少ない施設の扱い
  - ③申請者が考えている「現在の考え方」、「将来的な考え方」、「公園の位置づけ」などについての「河川利用の方向性変化と考え方」

#### 5-5 審査表の作成と運用

#### (1)『審査表原本』の作成

事務局(河川管理者)は、今までの占用施設の審査で使用した審査表の活用結果 を集大成したものとして審査表原本を作成する。 審査表原本は、審査表作成の基となるものであり、最新版として内容の充実を図り維持をする。この審査表原本を別冊1に示す。

#### (2)『審査表』の作成

「6. 審査表の構成」に示す内容で、審査表原本を参考に審査表を作成し、 委員会で審査に活用する。

審査表(案)は、事務局(河川管理者)が、審査表原本から審査対象に応じた審査項目・審査細目を取捨選択して作成する。必要により新規の審査項目、審査細目の検討、審査細目説明欄の審査対象に合わせた記載内容の検討を行い追加・変更の提案をする。

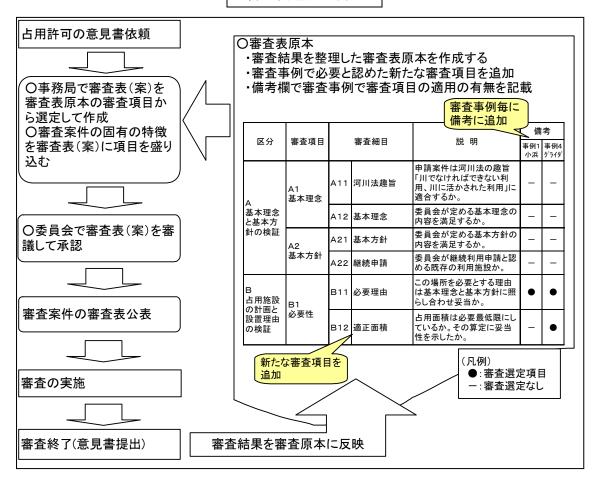
委員会は、審査表(案)の提出を受け、内容を検討し、審査対象用審査表と して承認して審査に活用する。

#### (3) 審査表の活用と審査表原本への整理

委員会は、審査表を用いて審査を開始する。審査で使用した審査表は、事務局(河川管理者)が審査表原本に審査項目·審査細目等の追加整理を行ない保管する。

この、「審査表の運用の流れ」を以下の図に示す。

#### 審査表運用の流れ



#### 6. 審査表の構成

#### 6-1 審査表の構成

委員会で使用する審査表は、以下に示す審査区分、審査項目、審査細目の構成 とする。なお、審査細目には審査細目の説明を記載する。

#### 審査表の構成

審査区分	審査項目(1)	審査細目(11)	審査細目(11)の説明
		審査細目(12)	審査細目(12)の説明
		審査細目(21)	審査細目(21)の説明
		審査細目(22)	審査細目(22)の説明
		審査細目(23)	審査細目(23)の説明

#### (1)審査区分と審査項目

#### ①審查区分

審査表の審査区分は、以下の4つの区分から構成する。

- A. 基本理念・基本方針の検証
- B. 占用施設の計画と設置理由の検証
- C. 施設利用状態と利用者面からの検 証
- D. 環境・治水・利水を考慮した占用 施設の検証

#### ②審查項目

審査項目は、審査区分に対して審査 に必要な項目を設定する。

審査区分に対する審査項目は、

審査区分「A」で2項目

審査区分「B」で4項目

審査区分「C」で4項目

審査区分「D」で4項目

の14項目を設定した。

審査項目は、必要により審査の新項目を設定するか、審査項目の分割をする。

審査区分	審査項目	
A 基本理念と基本方	A1	基本理念
基本垤忍と基本力 針の検証	A2	基本方針
	В1	必要性
B 占用施設の計画と		代替性
設置理由の検証		安全性
	В4	公共性
C	C1	占用施設利用計画
- 占用施設の利用計	C2	利用者
画と利用者等から の検証	СЗ	利用形態
の対象配	C4	住民意見の反映
D	D1	環境
プ 環境・治水・利水を	D2	治水
考慮した占用施設 の検証	D3	利水
<b>マノ</b>   大	D4	景観•文化

現在の、審査区分と審査項目の関係を右表に示す。

#### (2) 審査細目

審査細目は、具体的な審査を効率的に進めるため、審査項目を細分化した内容を設定する。審査細目には、審査細目の内容を説明した簡単なコメントを記載する。

審査細目は、審査項目の審 査内容を具体的な記載として 設定する。このため、審査細 目数は、審査項目により異な る。

例えば、「A1: 基本理念」では、「A11. 河川法趣旨」「A12. 基本理念」の2細目を「B2:代替性」では、「B21:代替可能性」、「B21:代替地調査」、「B21:代替地選定」の3細目を設定した。

審査細目は、必要により審査細目の追加を行なう。

審査区分	審査項目	審査細目
		A11 河川法趣旨
A 基本理念と基本	A1 基本理念	A12 基本理念
基本理念C基本 方針の検証	A2 基本方針	A21 基本方針
	AZ 圣本刀到	A22 継続申請
	B1 必要性	B11 必要理由
B		B12 適正面積
占用施設の計画と設置理由の検		B21 代替可能性
証	B2 代替性	B22 代替地調査
		B23 代替地選定

#### 7. 申請内容の審査事例

#### 7-1 審査事例集の整理

審査事例は、委員会で審査した審査結果を審査表の審査細目ごとに、以下の示す『審査事例の記入フォーム』に記載して作成した。

作成した審査事例を集めた審査事例集を別冊2に示す。

#### 《審査事例の記入フォーム》・・・・審査項目毎に事例を整理

審查項目 BO【審查項目名】 BOO【審查細目 名】

#### (1)審査で判断する内容

- ■審査の際に判断する内容は、審査細目の説明欄の内容を記載する。
- ■審査細目の内容として判断すべき事項を記述する。

#### (3)審査で使用する資料名

- ■申請者の説明資料名を記載する。
- ■事務局が準備する資料名を記載 する。
- ■その他必要な資料を記載する。

#### (2)判断のポイント

- ■現地調査で確認するなど、具体的確認する内容を記載する。
- ■審査ポイント、審査の視点など判断の参考となる内容を記述する。

#### (4)審査での判断例

- ■今までの委員会審査結果での審査項目のまとめ結果を記載する。判断に至った現地の写真、判断資料の具体内容は(5)参考となる写真等に記載する。
- ■審査事例は、【事例○】と審査名称を簡略して記載する。

【事例1】小浜河川公園

【事例2】川田河川公園

【事例3】改修記念公園

【事例4】グライダー操縦訓練場予定地

【事例5】野洲川立入河川公園

【事例6】野洲川河川公園

【事例7】野洲川運動公園

#### (5)参考となる写真等

★写真など判断の参考となる資料を添付する。

#### 7-2 審査事例集の使用上の注意事項

審査事例集を使用する際の注意すべき事項を以下に示す。

#### 《使用にあたっての注意事項》

この審査表の審査事例は、

事例1 小浜河川公園

事例2 川田河川公園

事例3 改修記念公園

事例4 グライダー操縦訓練場予定地

事例5 野洲川立入河川公園

事例6 野洲川河川公園

事例7 野洲川運動公園

における審査項目・審査細目の委員コメントを集約して記載したものである。

記載内容には、審査項目、審査細目が十分に確定してない状態で審査コメントを集約したものが含まれている。審査資料も十分でない状態で結論を出すため集約したものもある。

このため、この審査事例を他の占用施設の審査に適用する際は、現地状況の比較を行い、状況にあった判断をする必要がある。

また、審査事例についても、今後の審査結果を反映して内容の充実を図る必要がある。

#### 8. 審査結果の集約と提出

#### 8-1 委員会審査結果の集約

委員会委員は、審査が完了した時点で、申請案件の審査結果を審査表に審査コメントを記載して提出する。

委員会は、提出された委員審査コメントを集約して、審査表に基づく委員会審査 結果を取りまとめる。

#### 8-2 意見書による審査結果の回答

委員会は、申請案件の委員会審査結果を基に、判断理由と占用許可の是非、占用 に関する要望事項、占用に関する条件・付帯事項などを審議する。

意見書は、審議結果を基に、意見書回答フォーム例を参考に以下の順で記載する。

- 1. 委員会としての結論
- 2. 委員会としての意見・要望
- 3. 検討の経緯

作成した意見書は、委員会で承認を得たのち、委員会の委員長名で河川管理者に 提出する。

#### 《意見書の回答フォーム例》・・・・更新審査の例

1. 委員会としての結論

・対象施設の占用許可の更新については、下記の条件及び要望事項を付した上で、 適当であると判断します。

2. 委員会としての意見・要望

対象施設は、…(現状利用の状況、地域の状況等を記載)…

. . . . . .

しかしながら、…(審査項目からみた問題点、コメントなどを記載)…

. . . . .

よって、当委員会は、下記の事項を条件及び要望として、本施設の占用許可期間更新が適当であると判断する。

#### 【占用許可期限の更新についての条件】

- ①・・・・(守って欲しい事項、禁止する事項、変更して欲しい事項などを箇条書きで記載)
- 2....

#### 【占用許可期限の更新につての要望事項】

- ①……(配慮して欲しい事項、工夫をお願いする事項などを箇条書きで記載)
- **(2**)····

#### 3. 検討の経緯

平成〇〇年〇〇月〇〇日 意見照会書の受理

平成〇〇年〇〇月〇〇日 河川管理者から説明

平成〇〇年〇〇月〇〇日 現地調査確認

平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請者から申請理由・内容の説明

平成〇〇年〇〇月〇〇日 委員による意見交換

平成〇〇年〇〇月〇〇日 意見書審議

#### 9. 別冊資料と参考資料

#### 9-1. 別冊資料

別冊1 審査表原本

別冊2 委員会審査事例集

#### 9-2. 参考資料

#### 参考資料1. 審査終了占用施設一覧

#### 参考資料2. 委員会審査表

- (1)小浜、川田、改修記念公園用審査表
- (2)グライダー操縦訓練場審査表
- (3)運動公園用審査表

#### 参考資料3. 意見書

- (1)小浜河川公園意見書
- (2)川田河川公園意見書
- (3)改修記念公園意見書
- (4)グライダー操縦訓練場意見書

#### 参考資料4. 審査対象施設の概要(平面図と施設写真)

- (1)小浜河川公園概要(平面図と施設写真)
- (2)川田河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (3) 改修記念公園概要書(平面図と施設写真)
- (4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)
- (5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)

#### 参考資料5. 委員会への審査依頼書

- (1)審査依頼書(小浜、川田、改修記念公園)
- (2)審査依頼書(グライダー操縦訓練場)
- (3)審査依頼書(運動公園)

以上